

2024年2月28日

関係各位

社会福祉法人 中心会

理事長 浦野 正男

中心子どもの家

所長 丹 清

中心子どもの家における食中毒の発生について

中心子どもの家では添付の「使用停止命令書」のとおり、相模原市保健所長より令和6年2月23日付で、1階の給食設備・児童が生活する全ての生活区域の調理設備の使用停止処分を受けました。これは、食中毒の発生に因るものです。

今回の食中毒は、ノロウイルスに感染していた職員が調理した食品によるものであり、すなわち組織管理体制に起因するものです。被害に遭われた児童、ご心配をお掛けした関係各位に心よりお詫び申し上げます。また、迅速にご対応頂いた相模原市保健所に感謝申し上げます。

中心子どもの家では2月26日（月）、相模原市保健所による衛生講習会を所長及び調理に従事する職員全員が受講させて頂きました。今後は再発防止策を講じ再発防止に努めますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

使用停止命令書

住所 神奈川県海老名市上今泉4-7-1

氏名 社会福祉法人 中心会
理事長 浦野 正男

令和2年8月13日に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第68条第3項により準用する同法第57条第1項の規定に基づき届け出た集団給食施設は、同法第6条の規定に違反したので、同法第68条第3項により準用する同法第60条第1項の規定により、令和6年2月23日から令和6年2月25日まで、使用を停止することを命じます。

令和6年2月23日

相模原市保健所長 三森 倫



- 1 施設所在地 相模原市中央区田名10125
- 2 施設の名称 中心子どもの家
- 3 施設の種類 集団給食施設
- 4 処分の理由

2の施設において令和6年2月17日から18日に調理・提供した食事で、下痢、嘔吐等を主症状とする食中毒を起こし、施設の清掃・消毒及び施設・設備の改善並びに従業員の衛生教育等の再発防止措置を行う必要があるため。

5 処分に至った理由

- (1) 提供食品を喫食した60名のうち21名(以下「患者」という。)が、2月19日午後1時頃から、下痢・嘔吐等の症状を呈した。
- (2) 検査の結果、患者7名の便からノロウイルスが検出された。
- (3) 患者の症状が、ノロウイルスによるものと一致していた。
- (4) 患者は、全員が提供食品を喫食しており、他に共通する食事がなかった。
- (5) 患者の周囲で感染症を疑う事例がなかった。
- (6) 2月17日及び18日に従事した調理員1名からノロウイルスが検出された。
- (7) 医師から食中毒患者等の届出票が保健所に提出された。
- (8) こうした経緯及び調査の結果、本件は、提供食品を原因とするノロウイルスによる食中毒と判断した。

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相模原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。